

諮問庁：国立大学法人新潟大学

諮問日：平成30年10月1日（平成30年（独情）諮問第56号）

答申日：平成31年1月28日（平成30年度（独情）答申第60号）

事件名：特定期間に開催された特定学部教授会の議事概要等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2（以下「本件対象文書」という。）につき、文書1の一部を不開示とし、文書2を保有していないとして不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月26日付け30新大総第48号により、国立大学法人新潟大学（以下「新潟大学」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 紙媒体に関する部分について

ア 法5条1号該当性について

まず、学生に関する情報について、学生の学籍番号及び氏名を除く部分についても多くの非公開部分があるが、それが公開されたとしても、必ずしも特定の個人が識別され又は識別され得るとは言えない。審査請求人としては、特定の個人が識別され又は識別され得るとされている部分の情報について、黒塗りとなり非公開であるため、その内容について知る由がなく、その個人識別性の程度についての立証は不可能である。

しかし、公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において、公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し、公開可能な部分については、非公開決定は取り消されるべきである。

一方、学生に関する情報以外の部分については、処分庁の職員がそ

の職務の遂行として行った教育指導等に係る情報であり，法5条1号ただし書ハに該当するため，非公開とするのは違法である。

以上の理由から，法5条1号には該当しない。

イ 法5条3号該当性について

仮に，当該部分が公開されたとしても，率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとはいえず，非公開決定は違法である。

審査請求人としては，非公開部分について，その内容について知る由がない。

しかし，公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において，公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し，公開可能な部分については，非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から，法5条3号には該当しない。

ウ 法5条4号該当性について

本決定においては，多岐にわたり，法5条4号に該当するとして非公開決定となっている。しかしながら，これら情報が開示されたとしても，それが事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ等があるとは言えない。

審査請求人としては，非公開部分について，その内容について知る由がない。

しかし，公開可能な部分が相当部分存在することが推定される。処分庁及び情報公開・個人情報保護審査会において，公開が可能な部分と（仮に存在するならば）公開が不可能な部分とに精緻に区分し，公開可能な部分については，非公開決定は取り消されるべきである。

以上の理由から，法5条4号には該当しない。

エ 法7条該当性について

仮に，法5条に該当するとされる場合であっても，処分庁に多額の税金が投入されているという事実に鑑みれば，その情報の公開は極めて高い公益性を有するのであるから，法7条によって，裁量的に開示決定されるべきである。

(2) 音声データについて

音声データについては，録音行為を中止としたため，音声記録は不存在であるとする。しかしながら，同年度中の教授会については，音声記録が実際には存在したことは，法人文書部分開示決定（2017年11月9日29新大総51号）により明らかとなっている。

それなのに，年度途中で，突然，録音を止めるなどということがあり

得るだろうか。録音行為を止めたというのは、極めて不可解かつ不合理な言い訳であり、実際には録音がなされている可能性が高い。

仮に、情報公開請求があったから、録音を止めたということであれば、情報の保存、公開を進める法の精神にもとるものであり、法人として極めて恥ずかしい蛮行であるということを最後に指摘しておきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

本件に係る開示請求内容は、2017年12月から2018年2月までに開催された特定学部教授会の議事録、資料及び音声記録である。

(1) 審査請求に係る開示決定等

ア 議事録及び資料について

本学では議事録を作成していないため議事概要を対象文書として特定し、議事概要及び資料について、以下に該当する部分は不開示とした上で、部分開示決定を行った。

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから、不開示とした。

(イ) 入試関係情報等の公にすると事務又は事業に支障がある情報

法5条4号その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当することから、不開示とした。

(ウ) 人事選考情報

法5条4号への人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障をきたすおそれがあるため、不開示とした。

(エ) 学部改組等の現在検討中のもの

検討段階における不確定なものであり、公にすることで不当な誤解を生じさせるおそれがあるため、法5条3号に該当することから、不開示とした。

イ 音声記録について

不存在のため、不開示とした。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

(上記第2の2と同様の内容であるので記載省略)

(3) 審査請求の理由に対する本学の意見

ア 紙媒体に関する部分について

(ア) 個人の氏名等の特定の個人を識別することができる記載

特定の個人を識別することができる記載とは、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だ

けでなく、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わされることにより、特定の個人を識別することができることとなるものである。このことから、本学教職員以外の個人情報及び本学教職員の氏名等で開示することにより学生が識別される情報については、法5条1号に規定する特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イないしハに掲げる情報に該当しないことから不開示とした。

(イ) 学部改組の現在検討中のもの等、法人内部における検討に関する記載

学部改組の現在検討中のもの等、法人内部における検討については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、大学の自治を阻害されるおそれがあるため、法5条3号に該当し不開示としている。本学において、不開示の決定にあたっては、情報公開の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

(ウ) 入試関係情報等に関する記載

入試関係情報等に関する記載については、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号に該当し不開示としている。本学において、不開示の決定にあたっては、情報公開の趣旨に則り十分に精査・検討を行っている。

(エ) 法7条の公益上の理由による裁量的開示

本件において、法5条各号により不開示とした情報は、個人情報、大学における審議事項や議論の内容等である。本学では、当該内容を公にしてまでも上回る公益上の必要性はないと判断する。

イ 音声データについて

本学では、各教授会の音声を録音するという取扱いにはしていない。同学部の判断で録音を中止したことは問題ではない。

以上のことから、原処分は、維持すべきであると判断する。

2 補充理由説明書

本件諮問事件について、改めて検討した結果、原処分において不開示とした部分の一部を新たに開示することとし、なお不開示を維持する部分について、不開示理由を追加して説明するものである。

(1) 新たに開示する部分

ア 第478回教授会資料「教員選考結果について」の配置教員の職名及び採用予定年月日等並びに「第221回人文社会・教育科学系運営委員会（議事概要）」の「4議題（1）①」の不開示部分について

当該部分は、公募人事に係る部分であり、公表されている情報であるため、公にすることにより、教員の選考業務に影響が生じ、公正

かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとはいえないと判断したため、新たに開示する。

イ 第478回教授会資料「平成29年12月から平成30年4月までの行事予定表」について

当該不開示部分を改めて確認したところ、2枚目の上から14段目及び17段目、3枚目の上から25段目及び29段目の全ての部分並びに4枚目の上から11段目の全ての部分及び15段目の右側の下段部分及び左側部分は、公にしても、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないと判断したため、新たに開示する。

ウ 第478回教授会資料「平成30・31年度における特定演習の開講について（案）」及び「特定学部規定改正（カリキュラム2018）」について

当該部分は、平成30年度開設授業に関連した検討段階の情報であり、平成30年2月の教授会で承認されているものである。当該不開示部分を改めて確認したところ、率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとはいえないと判断したため、新たに開示する。

エ 第479回教授会議事概要のうち「報告事項5その他（2）」の講師氏名等について

特定学部のホームページを改めて確認したところ、当該部分は公にされており、法5条1号の不開示情報には該当しないため、新たに開示する。

オ 第479回教授会資料「公的語学検定試験等の単位認定について」及び第480回教授会資料「法学検定試験の単位認定について」のうち認定する授業科目欄及び認定単位数欄部分について

当該不開示部分を改めて確認したところ、当該部分は、個人を特定できるほどの詳細かつ具体的な情報ではないので、部分開示が可能であり、当該部分を新たに開示する。

カ 第479回及び第480回教授会資料「H30開講科目一覧（新旧対照付）」のうち備考欄の一部（下記（2）イにおいて説明する部分）を除く部分について

当該不開示部分を改めて確認したところ、当該部分を公にしても、学生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとはいえないと判断したため、新たに開示する。

キ 第479回教授会資料「平成30年度特定学部各種委員会委員一覧表」の医歯学総合病院医薬品・医療機器臨床研究審査委員会、医歯学総合病院遺伝子治療臨床研究に関する倫理委員会及び医歯学総合病院

認定再生医療等委員会の委員の氏名等について

当該不開示部分を改めて確認したところ、当該部分を公にしても、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとはいえないと判断したため、新たに開示する。

ク 第479回教授会資料「第155回教育研究院人文社会・教育科学系教授会議」の「5報告事項(1)」の上段及び「第222回人文社会・教育科学系運営委員会(議事概要)」の「4 議題(1)④」の不開示部分について

当該不開示部分を改めて確認したところ、開示部分から推認可能な部分であるので、当該部分を公にしても、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとはいえないと判断したため、新たに開示する。

ケ 第479回教授会資料「第155回教育研究院人文社会・教育科学系教授会議」の「4 議題(1)①及び②」の不開示部分、「第154回教育研究院人文社会・教育科学系教授会議議事概要(案)」の「5 議題(1)」の不開示部分、特定学部A及び特定学部Bに係る「教員配置要求書」の職名及び採用予定年月日等並びに「第222回人文社会・教育科学系運営委員会(議事概要)」の「4 議題(1)①及び②」の不開示部分について

当該部分は、公募人事に係る部分であり、公表されている情報であるため、公にすることにより、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとはいえないと判断したため、新たに開示する。

コ 第480回教授会議事概要のうち「報告事項5その他(2)」の講師氏名等について

特定学部のホームページを改めて確認したところ、当該部分は公にされており、法5条1号の不開示情報には該当しないため、新たに開示する。

サ 第480回教授会資料「特定学部規程改正(カリキュラム2018)」について

当該部分は、平成30年度からの新たなカリキュラムについての考え方及び履修要件その他概説等を示したものである。当該不開示部分を改めて確認したところ、今後実施される授業科目に係る情報は、一般にシラバス等で明らかにされるものなので、当該部分を公にしても、学生が混乱し、不当な誤解を生じさせるおそれがあるとはいえないと判断したため、新たに開示する。

シ 第480回教授会資料「第156回教育研究院人文社会・教育科学系教授会議」の「5報告事項(1)」の不開示部分、「第155回教

育研究院人文社会・教育科学系教授会議議事概要（案）」の「5 議題（1）」の資料2及び資料3に係る不開示部分並びに「第223回人文社会・教育科学系運営委員会（議事概要）」の「4 議題（1）②」の不開示部分について

当該部分は、公募人事に係る部分であり、公表されている情報であるため、公にすることにより、教員の選考業務に影響が生じ、公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとは認められないので、法5条4号へに該当せず、新たに開示する。

（2）不開示理由を追加する部分

ア 第478回教授会議事概要の議題1及び第478回教授会資料「調査報告書」並びに第480回教授会議事概要の議題1及び第480回教授会資料「学生による特定事件に関する懲戒委員会報告書」について

当該部分は、調査委員会が懲戒委員会を設置するに十分な事実が存在するか否かについて調査を行った結果である報告書、調査委員会における懲戒の要否及び処分の内容についての報告書等である。

当該部分には、①調査の対象となった者に係る情報並びに②調査委員会委員及び懲戒委員会委員の氏名等が記載されている。

上記①は、公になっておらず、調査の対象となった者に係る情報が詳細かつ具体的に記載（懲戒委員会報告書には、懲戒対象者の氏名が記載されている。）されていることから学内関係者一定範囲の者には、当該調査対象者の氏名を特定することができ、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、法5条1号の不開示理由を追加する。

上記②は、公になっておらず、法5条1号の不開示理由を追加する。

イ 第479回及び第480回教授会資料「H30開講科目一覧（新旧対照付）」の備考欄について

第479回教授会資料「H30開講科目一覧（新旧対照付）」の備考欄のうち2枚目の上から13段目の右枠内、5枚目の上から14段目の右枠内、8枚目の上から6段目の右枠内、9枚目の上から3段目、7段目ないし10段目、14段目の右枠内、10枚目の上から4段目の右枠内、11枚目の上から10段目及び11段目の右枠内、第480回教授会資料「H30開講科目一覧（新旧対照付）」の備考欄のうち2枚目の上から11段目の右枠内、5枚目の上から12段目の右枠内、8枚目の上から3段目の右枠内並びに9枚目の上から4段目ないし7段目の右枠内部分は、開講科目編成に係る内部管理情報であり、当該部分を公にした場合、今後の開講科目編成に欠かせない担当教員の確保等に支障を及ぼすような機微な情報が

明らかとなり、開講科目編成に係る業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月22日 審議
- ④ 同年12月10日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月13日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 平成31年1月24日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1について、その一部を法5条1号、3号並びに4号及び同号へに該当するとして不開示とし、文書2について、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して、審査請求人は、文書1の不開示部分の開示を求めるとともに、文書2は保有しているとして、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、文書1の不開示部分のうち別表の3欄に掲げる部分を新たに開示するとしているが、その余の不開示部分については、不開示理由として、法5条4号柱書きを追加し、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、文書1の見分結果を踏まえ、文書1のうち諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「不開示維持部分」という。）の不開示情報該当性及び文書2の保有の有無について検討する。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

不開示維持部分は、具体的には、別表の1欄に掲げる不開示部分1ないし不開示部分5、不開示部分7及び不開示部分8のうち別表の3欄に掲げる部分を除いた部分である。

(1) 不開示部分1について

ア 不開示部分1は、個人に係る情報であり、①特別聴講学生の受入れに係る情報、②学生の休学に係る情報、③講演会講師に係る情報、④交流協定に基づく交換留学派遣学生の単位認定に係る情報、⑤研究生の受入れに係る情報、⑥公的語学検定試験等及び法学検定試験の単位認定に係る情報並びに⑦平成29年度JRP（研究論文）未提出者一覧に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 上記①は、特別聴講学生候補者の氏名、国籍、在籍大学名及び受

入期間等であることが認められる。

(イ) 上記①は、個人の氏名とともに記載されていることから、一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該個人の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該個人の氏名は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記①は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと、個人の氏名、国籍及び在籍大学名等は、個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、その余の部分である受入期間等については、上記①は特別聴講学生受入れに係る情報であることから、当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には、当該個人の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、当該個人が特別聴講学生受入れのための選考中という機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記①は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②、④、⑥及び⑦について

(ア) 上記②、④、⑥及び⑦は、学生の氏名、学年、学科、在籍番号、指導教員、休学期間及び理由、留学先大学、留学先大学での履修科目、履修期間、本学での認定授業科目、検定試験等の名称及び成績、卒業研究登録、題目票提出、本体（紙）提出、既修得卒業要件内単位数並びに今期卒業研究教員氏名（学生の卒業研究を指導する教員の氏名）等であることが認められる。

(イ) 法5条1号本文該当性及び同号ただし書該当性について

上記②、④、⑥及び⑦は、学生の氏名とともに記載されていることから、一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

(ウ) 法6条2項による部分開示の可否について

a 学生の氏名、学年、学科及び在籍番号について

当該部分は、個人識別部分であるから部分開示の余地はない。

b 上記②の指導教員並びに休学期間及び理由について

当該部分については、上記②は学生の休学に係る情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、他人に知られたくない当該学生の休学に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

- c 上記④の留学先大学、留学先大学での履修科目、履修期間及び本学での認定授業科目等並びに上記⑥の検定試験等の名称及び成績等について

当該部分については、上記④は、交流協定に基づく交換留学派遣学生に係る情報であり、上記⑥は学生の単位認定に係る情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、他人に知られたくない当該学生の単位認定等に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

- d 上記⑦の卒業研究登録、題目票提出、本体（紙）提出、既修得卒業要件内単位数及び今期卒業研究教員氏名等について

当該部分については、上記⑦は研究論文未提出者に係る情報であることから、当該学生の友人や知人といった一定範囲の者には、当該学生の特定が可能となることは否定し難く、当該情報を公にすることにより、他人に知られたくない研究論文未提出に係る機微な情報が明らかとなつて、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

- (エ) したがって、上記②、④、⑥及び⑦は法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 上記③について

(ア) 上記③は、講演会講師の氏名及び職名であることが認められる。

(イ) 上記③は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該個人の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該個人の氏名は公表慣行があるとのことである。

そうすると、上記③は、法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである。

オ 上記⑤について

(ア) 上記⑤は、研究生候補者の氏名、国籍、性別、最終学歴、指導教

員，研究題目及び受入期間であることが認められる。

(イ) 上記⑤は，個人の氏名とともに記載されていることから，一体として当該個人に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで，当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，当該個人の氏名の公表慣行について，改めて確認させたところ，当該個人の氏名は公表慣行がない旨説明する。

そうすると，上記⑤は，公表慣行があるとは認められないので，法5条1号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に法6条2項による部分開示の検討を行うと，個人の氏名，国籍，性別及び最終学歴は，個人識別部分であるから部分開示の余地はなく，その余の部分である指導教員，研究題目及び受入期間については，上記⑤は，研究生受入に係る情報であることから，当該個人の友人や知人といった一定範囲の者には，当該個人の特定が可能となることは否定し難く，当該情報を公にすることにより，当該個人が研究生受入のための選考中という機微な情報が明らかとなって，当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので，部分開示できない。

したがって，上記⑤は法5条1号に該当し，不開示としたことは妥当である。

(2) 不開示部分2について

ア 当該部分は，懲戒委員会及び調査委員会に係る情報であり，①調査の対象となった者に係る情報並びに②調査委員会委員及び懲戒委員会委員の氏名等に係る情報であることが認められる。

イ 当該部分は，原処分において，法5条3号に該当するとして不開示とされているところ，諮問庁は，補充理由説明書において，当該部分の不開示理由等について，以下のとおり説明する。

当該部分は，調査委員会が懲戒委員会を設置するに十分な事実が存在するか否かについて調査を行った結果である報告書，調査委員会における懲戒の要否及び処分の内容についての報告書等である。

当該部分には，①調査の対象となった者に係る情報並びに②調査委員会委員及び懲戒委員会委員の氏名等が記載されている。

上記①は，公になっておらず，調査の対象となった者に係る情報が詳細かつ具体的に記載（懲戒委員会報告書には，懲戒対象者の氏名が記載されている。）されていることから学内関係者一定範囲の者には，当該調査対象者の氏名を特定することができ，当該個人の権利利益を害するおそれがあるため，法5条1号の不開示理由を追加

する。

上記②は、公になっておらず、法5条1号の不開示理由を追加する。
ウ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

(ア) 上記①について

上記①には、調査の対象となった学生の氏名、学部、学年、在籍番号、調査事項の経緯、当該学生から聴取した内容及び懲戒の検討内容等が記載されているので、一体として当該学生に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

次に、法6条2項による部分開示の検討を行うと、当該学生の氏名、学部、学年及び在籍番号は、個人識別部分であるから部分開示の余地はなく、また、その余の部分である調査事項の経緯、当該学生から聴取した内容及び懲戒の検討内容等は、当該情報の性格を踏まえると、これらの記載は、通常、他人に知られたくない機微な情報であると認められ、これを一部でも公にすると、当該学生の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、上記①は法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(イ) 上記②について

上記②は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該調査委員会委員及び懲戒委員会委員の氏名の公表慣行について、改めて確認させたところ、当該各委員の氏名は公表慣行がない旨説明する。

そうすると、上記②は、公表慣行があるとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、部分開示の余地もない。

したがって、上記②は法5条1号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 不開示部分3について

ア 当該部分は、人事選考に係る情報であり、①教員選考に係る情報及び②教員の割愛（他大学異動）に係る情報であることが認められる。

具体的には、上記①は、採用予定者の氏名、現職、年齢及び採用予定の職名等であり、上記②は、割愛依頼（他大学からの受入れ依

頼) 対象者である者の氏名, 所属学部名, 依頼元大学名, 他大学就任後の職名及び就任日等であることが認められる。

イ そこで, 当審査会事務局職員をして, 諮問庁に対し, 当該部分の不開示理由等について, 改めて確認させたところ, 諮問庁は, 以下のとおり説明する。

不開示部分 3 は, 教員人事に係る選考中の情報であり, 上記①は, 採用予定者の氏名, 現職, 年齢及び採用予定の職名等であり, 上記②は, 割愛依頼(他大学からの受入れ依頼)対象者である者の氏名, 所属学部名, 依頼元大学名, 他大学就任後の職名及び就任日等である。いずれも公になっていない人事管理情報であるので, これらが外部に知られると, 教員の選考業務に影響が生じ, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがある。

ウ 以下, 上記諮問庁の説明も踏まえ, 検討する。

不開示部分 3 は, 人事選考に係る情報であり, 公になっていない人事管理情報であると認められるので, 公にすることにより, 教員の選考業務に影響が生じ, 公正かつ円滑な人事の確保に支障を来すおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって, 当該部分は法 5 条 4 号へに該当し, 不開示としたことは妥当である。

(4) 不開示部分 4 について

ア 当該部分は, 組織改組等に係る情報であり, ①将来構想・学部評価委員会に係る情報及び②現社研改組WGに係る情報であることが認められる。

具体的には, 上記①は, 特定学部の入試制度改革及び入学後の卒業要件に係る情報であり, 上記②は, 特定学部を含めた複数学部等の教育課程接続に係る情報であることが認められる。

イ そこで, 当審査会事務局職員をして, 諮問庁に対し, 当該部分の不開示理由等について, 改めて確認させたところ, 諮問庁は, 以下のとおり説明する。

上記①は, 特定学部の入試制度改革及び入学後の卒業要件に係る審議中の情報であり, 上記②は, 特定学部を含めた複数学部等の教育課程接続に係る審議中の情報である。

このような未成熟な情報を公にした場合, 関係者の誤解を招き, 新潟大学内における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

ウ 以下, 上記諮問庁の説明も踏まえ, 検討する。

不開示部分 4 は, 審議中の未成熟な情報であると認められるので, 公にした場合, 関係者の誤解を招き, 新潟大学内における率直な意

見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、不開示部分4は法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 不開示部分5について

ア 当該部分は、入学試験関係に係る情報であり、①平成29年12月から平成30年4月までの行事予定表に係る情報、②平成30年度推薦入試合否判定資料に係る情報及び③平成30年度特定学部第3年次編入学試験合否判定に係る情報であることが認められる。

イ 上記①について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記①は、入学試験及び卒業判定に関わる機微な情報であるので、公にすることにより、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、入学試験及び卒業判定に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので法5条4号柱書きに該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記①は、入学試験及び卒業判定に係る実施時間及び実施場所等に係る情報であることが認められる。また、上記①に対応した月日等部分は既に開示されていることが認められる。

b 上記①は、既に開示されている月日等部分と併せることにより、入学試験及び卒業判定の月日・時間等に係る機微な情報が明らかとなり、そうすると、上記①を公にすることにより、不正行為や妨害行為等が生じることとなり、入学試験及び卒業判定に係る業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記①は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記②について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記②は、平成30年度推薦入試合否判定資料に係る情報である。

上記②を公にすることで、受験生の得点等のデータを各年度分も請求することで蓄積して分析することができ、公になっていない配点内訳や合否判定基準が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受

験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号ハに該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記②は、平成30年度推薦入試合否判定資料に係る情報であり、受験者の受験番号及び書類審査や面接の得点等の記載が認められる。

b 上記②は、推薦入試における合格者を判定するための詳細な情報であると認められるので、これらを公にした場合、受験生の得点等のデータを各年度分も請求することで蓄積して分析することができ、公になっていない配点内訳や合否判定基準が推測され、今後受験する学生やその保護者等に誤解や憶測が生じ、これらの誤解や憶測に基づいて受験生が受験対策を行い、今後の受験生の解答方法に影響を及ぼすこととなるので、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記②は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 上記③について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記③は、平成30年度特定学部第3年次編入学試験合否判定に係る情報である。

上記③は、上記ウ(ア)と同様の理由により、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号ハに該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

a 上記③は、平成30年度特定学部第3年次編入学試験合否判定に係る情報であり、受験者の受験番号及び筆記試験や面接の得点等の記載が認められる。

b 上記③は、編入学試験の合格者の判定に係る詳細な情報であると認められるので、上記③は、上記ウ(イ) bと同様の理由により、法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 不開示部分7について

ア 当該部分は、原処分において、法5条3号に該当するとして不開示とされているところ、諮問庁は、補充理由説明書において、当該部分の不開示理由等について、以下のとおり説明する。

別表の3欄に掲げる部分を除く不開示部分は、開講科目編成に係る内部管理情報であり、当該部分を公にした場合、今後の開講科目編

成に欠かせない担当教員の確保等に支障を及ぼすような機微な情報が明らかとなり、開講科目編成に係る業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号柱書きの不開示理由を追加する。

イ 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

当該部分は、H30開講科目一覧（新旧対象付）の備考欄のうち開講科目編成に係る内部管理情報部分であることが認められ、当該部分を公にした場合、今後の開講科目編成に欠かせない担当教員の確保等に支障を及ぼすような機微な情報が明らかとなり、開講科目編成に係る業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は法5条4号柱書きに該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 不開示部分8について

ア 不開示部分8は、①入学試験委員会（特定学部）、②入学試験問題点検委員会、③動物実験倫理委員会、④心理学研究倫理審査委員会、⑤入学試験委員会（全学）、⑥入学試験実施委員会及び⑩入学資格審査検討専門委員会の委員の氏名等であることが認められる。

イ 上記①、②、⑤及び⑥について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記①は、特定学部における入学試験実施に関する事項を審議するための委員会である入学試験委員会委員（特定学部）の氏名等であり、上記②は、特定学部における入学試験問題の内容を審議するための委員会である入学試験問題点検委員会委員の氏名等であり、上記⑤は、新潟大学における入学者選抜の基本的事項及び実施に関する重要事項等を審議するための全学の委員会である入学試験委員会（全学）の委員の氏名等であり、上記⑥は、新潟大学入学者の選抜方法、入学試験の運営等を審議するための委員会である入学試験実施委員会の委員の氏名等であり、いずれの委員の氏名も公表されていない。

当該部分を公にした場合、入学試験に係る機密情報を知り得る立場である上記各委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号ハに該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記①、②、⑤及び⑥の各委員会の委員は、入学試験に係る機密情報を知り得る立場である委員と認められるので、当該部分を公に

した場合、当該委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記①、②、⑤及び⑥は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

ウ 上記③について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記③は、動物実験倫理委員会委員の氏名等である。

上記委員会は、動物実験計画の実施状況及び実験動物の飼養保管状況等を審議又は調査し、学長に報告等するための委員会であり、上記委員会委員の氏名等は公表されていない。

動物実験に関しては、動物実験を行っている機関が不法侵入された実例が報道されていることなどから、上記委員会委員の氏名等を公にした場合、動物実験に関し上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、上記委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるので、法5条4号柱書きに該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記③は、動物実験計画の実施状況及び実験動物の飼養保管状況等を審議又は調査する委員会の委員の氏名等であり、動物実験を行っている機関が不法侵入された実例があること等を踏まえると、当該部分を公にした場合、動物実験に関し同委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、動物実験倫理委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記③は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

エ 上記④について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記④は、心理学研究倫理審査委員会委員の氏名等である。

上記委員会は、新潟大学教員が行う心理学研究の科学的妥当性及び倫理的妥当性を審査するための委員会であり、上記委員会委員の氏名等は公になっていない。

上記委員会は、研究の対象となる個人の人権擁護等に配慮して審

査を行っているものの、申請した研究が上記委員会の審査により不承認等となることに納得しない教員が存在する可能性があるため、上記委員会委員の氏名等を公にした場合、上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、上記委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号柱書きに該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記④は、申請した研究が上記委員会の審査により不承認等となることに納得しない教員が存在する可能性があることを踏まえると、上記委員会委員の氏名等を公にした場合、上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、上記委員会における業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、上記④は法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

オ 上記⑩について

(ア) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該部分の不開示理由等について、改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

上記⑩は、入学資格審査検討専門委員会委員の氏名等であり、同委員会は、文部科学大臣が指定する高等学校等以外の学校を卒業（卒業見込みを含む。）した者が受験を希望する際に、その受験資格を審査する委員会であり、同委員会委員の氏名等は公表されていない。

当該部分を公にした場合、入学試験の受験資格を審査する立場である上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあり、法5条4号ハに該当する。

(イ) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ、検討する。

上記⑩は、入学試験の受験資格を審査する立場の委員の氏名等であるため、当該部分を公にした場合、上記委員会委員が外部からの圧力や干渉等の影響を受ける可能性があり、適正な入学試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、上記⑩は法5条4号ハに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 文書2の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、文書2の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 担当職員は、音声記録を採らずに教授会の議事概要を作成しているため、文書2は保有していない。

なお、審査請求人は、録音行為を止めたというのは、極めて不可解かつ不合理な言い訳であり、実際には録音がなされている可能性が高い旨主張しているが、新潟大学事務職員による議事概要の作成手法は、個々の事務職員の判断に委ねられているので、必ずしも議事概要作成の際に音声記録を採るものではない。

イ 念のため、担当職員の所属する部署を探索したが、文書2は確認できなかった。

ウ したがって、文書2は保有していない。

(2) 文書2を保有していないとする上記諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められないことから、新潟大学において文書2を保有していると認めることはできない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、法7条に基づき裁量的開示をすべきであると主張するが、上記2において不開示とすべきと判断した各不開示部分を公にすることに、公益上特に必要性があるとすべき事情は認められないため、同条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

また、審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、文書1につき、その一部を法5条1号、3号並びに4号及び同号へに該当するとして不開示とし、文書2につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文書1につき、諮問庁が同条1号、3号、4号並びに同号柱書き、ハ及びヘに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、3号並びに4号柱書き、ハ及びヘに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であるが、別表の4欄に掲げる部分は、同条1号に該当せず、開示すべきであり、また、文書2につき、これを保有していないとして不開示としたことについては、新潟大学において文書2を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

文書1 2017年12月から2018年2月までに開催された特定学部教授会の議事概要及び資料

文書2 2017年12月から2018年2月までに開催された特定学部教授会の音声記録

別表

1 不開示部分	2 不開示理由（法5条）	3 新たに開示する部分	4 開示すべき部分	
不開示部分1	個人に係る情報 ①特別聴講学生の受入れに係る情報 ②学生の休学に係る情報 ③講演会講師に係る情報 ④交流協定に基づく交換留学派遣学生の単位認定に係る情報 ⑤研究生の受入れに係る情報 ⑥公的語学検定試験等及び法学検定試験の単位認定に係る情報 ⑦平成29年度JRP（研究論文）未提出者一覧に係る情報	1号	③のうち 第479回教授会議事概要のうち「報告事項5その他（2）」及び第480回教授会議事概要のうち「報告事項5その他（2）」の不開示部分 ⑥のうち 認定する授業科目欄及び認定単位数欄の不開示部分	③のうち 3欄の部分を除く部分の全て（111頁）
不開示部分2	懲戒委員会及び調査委員会に係る情報	3号 補充理由説明書において、1号を追加		
不開示部分3	人事選考に係る情報 ①教員選考に係る情報 ②教員の割愛（他大学異動）に係る情報	4号へ	①のうち ・第478回教授会資料「教員選考結果について」の配置教員の職名及び採用予定年月日等並びに「第221回人文社	

			<p>会・教育科学系運営委員会（議事概要）」の「4 議題（1）①」の不開示部分</p> <p>・第479回教授会資料「第155回教育研究院人文社会・教育科学系教授会議」の「4 議題（1）①及び②」の不開示部分，「第154回教育研究院人文社会・教育科学系教授会議議事概要（案）」の「5 議題（1）」の不開示部分，特定学部A及び特定学部Bに係る「教員配置要求書」の職名及び採用予定年月日等並びに「第222回人文社会・教育科学系運営委員会（議事概要）」の「4 議題（1）①及び②」の不開示部分</p> <p>・第480回教授会資料「第156回教育研究院人文社会・教育科学系教授会議」の「5 報告事項（1）」の不開示部分</p> <p>・第480回教授会資料「第155回教育研究院人文社会・</p>	
--	--	--	---	--

			<p>教育科学系教授会議 議事概要（案）」の 「5 議題（1）」の 資料 2 及び資料 3 に 係る不開示部分並び に「第 2 2 3 回人文 社会・教育科学系運 営委員会（議事概 要）」の「4 議題 （1）②」の不開示 部分 ②のうち 第 4 7 9 回教授会資 料「第 1 5 5 回教育 研究院人文社会・教 育科学系教授会議」 の「5 報告事項 （1）」の上段及び 「第 2 2 2 回人文社 会・教育科学系運 営委員会（議事概 要）」の「4 議題 （1）④」の不開示 部分</p>	
不 開 示 部 分 4	<p>組織改組等に係る情報 ①将来構想・学部評価 委員会に係る情報 ②現社研改組WGに係 る情報</p>	3 号		
不 開 示 部 分 5	<p>入学試験関係に係る情 報 ①平成 2 9 年 1 2 月か ら平成 3 0 年 4 月ま での行事予定表に係る 情報 ②平成 3 0 年度推薦入 試合格判定資料に係る</p>	4 号	<p>①のうち 第 4 7 8 回教授会資 料「平成 2 9 年 1 2 月ないし平成 3 0 年 4 月行事予定表」の 2 枚目の上から 1 4 段目及び 1 7 段目、 3 枚目の上から 2 5</p>	

	情報 ③平成30年度特定学部第3年次編入学試験合否判定に係る情報		段目及び29段目の全ての部分並びに4枚目の上から11段目の全ての部分及び15段目の右側の下段部分及び左側部分	
不開示部分6	平成30・31年度における特定演習の開講(案)及び特定学部規定改正(カリキュラム2018)等に係る情報	3号	全て	
不開示部分7	H30開講科目一覧(新旧対照付)に係る情報	3号 3欄に掲げる部分を除く部分は、補充理由説明書において4号柱書きを追加	・第479回教授会資料「H30開講科目一覧(新旧対照付)」の備考欄のうち2枚目の上から13段目の右枠内、5枚目の上から14段目の右枠内、8枚目の上から6段目の右枠内、9枚目の上から3段目、7段目ないし10段目、14段目の右枠内、10枚目の上から4段目の右枠内、11枚目の上から10段目及び11段目の右枠内を除く部分 ・第480回教授会資料「H30開講科目一覧(新旧対照付)」の備考欄のうち2枚目の上から11段目の右枠内、5枚目の上から12段	

			目の右枠内， 8 枚目の上から 3 段目の右枠内並びに 9 枚目の上から 4 段目ないし 7 段目の右枠内部分を除く部分	
不 開 示 部 分 8	各委員会委員の氏名 ①入学試験委員会（特定学部） ②入学試験問題点検委員会 ③動物実験倫理委員会 ④心理学研究倫理審査委員会 ⑤入学試験委員会（全学） ⑥入学試験実施委員会 ⑦医歯学総合病院医療品・医療機器臨床研究審査委員会 ⑧医歯学総合病院遺伝子治療臨床研究に関する倫理委員会 ⑨医歯学総合病院認定再生医療等委員会 ⑩入学資格審査検討専門委員会	4 号	⑦⑧⑨の全て	